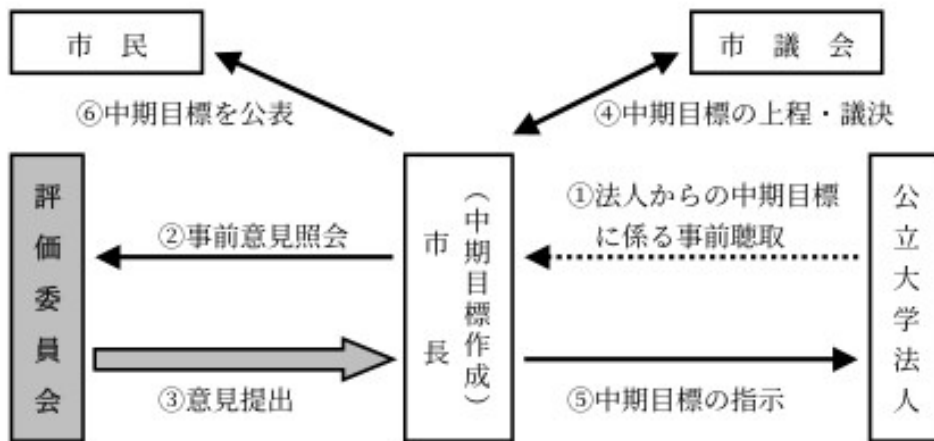


中期目標・中期計画の概要

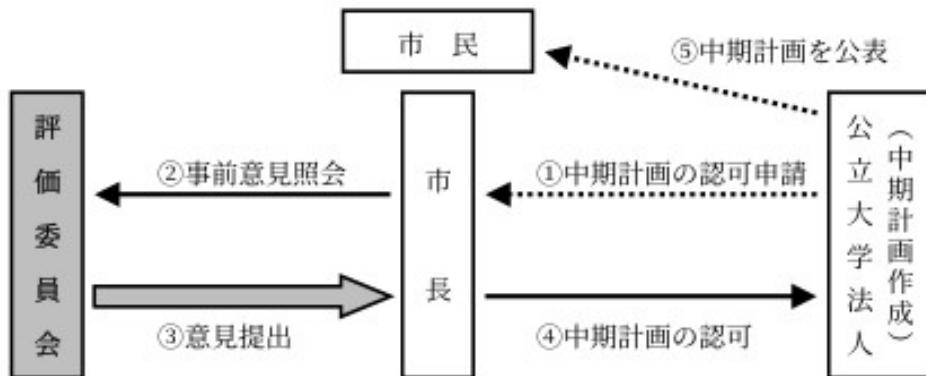
1 中期目標

中期目標は、公立大学法人が、6年間に於いて達成すべき大学運営に関する目標で、市長が定め、公立大学法人に対して指示することになっています。これは、公立大学法人が中期計画を作成する際の指針となるものであり、また、期間終了後に評価を行う上での基準にもなります。策定には、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決が必要です。



2 中期計画

中期計画は、市長から指示された中期目標に基づき、その目標を達成させるために、公立大学法人が自ら作成する計画です。中期計画の策定には、地方独立行政法人の設立団体の長の許可が必要です。設立団体の長は、中期計画の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければなりません。公立大学法人の場合、中期計画の策定には議会の議決を要しませんが、理事会の議決を要します（定款第16条第1項第2号）



	中期目標	中期計画
作成主体	市長	公立大学法人
性 格	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が公立大学法人に達成を期待する目標です ・市長が法人に指示します 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標を達成するための具体的な計画です
作成手続	<p>あらかじめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮します ・評価委員会の意見を聴かなければなりません ・議会の議決が必要です 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が作成する中期目標に基づき作成します ・市長の認が必要が必要です
期 間	6年間	6年間
記載事項	<p>〈法定事項(法第25条)〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標の期間 ・住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ・業務運営の改善及び効率化に関する事項 ・財務の改善に関する事項 ・教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項 ・その他業務運営に関する重要事項 	<p>〈法定事項(法第26条)〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ・業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき事項 ・予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 ・短期借入金の限度額 ・重要財産の処分(譲渡・担保提供)計画 ・剰余金の使途 ・その他市の規則で定める業務運営に関する事項